

古都の定義及び政令指定基準

古都保存法第 2 条第 1 項において、「古都」は次のように定義されている。

■古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年 1 月 13 日）

第二条 この法律において「古都」とは、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいう。

「政令で定めるその他市町村」は、昭和 41 年 5 月 30 日の第二回歴史的風土審議会における「政令指定都市の指定基準」が用いられ、京都市、奈良市、鎌倉市以外の都市の政令指定が実施されてきた（表-1）。昭和 41 年 7 月に天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村の 3 市 1 町 1 村が、平成 12 年 1 月に逗子市が、平成 15 年 10 月に大津市が政令指定され、その結果、現在、合計 10 都市（8 市 1 町 1 村）が「古都」として位置づけられ、古都保存法の対象として歴史的風土の保存が図られてきている。

■政令指定都市の指定基準（昭和 41 年 5 月 30 日 第二回歴史的風土審議会）

次の各号に掲げる要件に該当する都市について指定を検討する

- 第一 長期にわたってわが国往時の全国的な政治文化の中心地又は時代を代表する歴史上重要な文化の中心地であった都市であること
- 第二 史実に基づいた文化的資産が集積し、かつ、当該歴史上重要な文化的資産が、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している土地を有する都市であること
- 第三 市街化若しくはその他の開発行為が顕著であって「歴史的風土」の侵犯の恐れがあるため、積極的な維持、保持の対策を講ずる必要のある都市であること。

表 -1 古都指定の経緯

年月日		古都指定都市
昭和 41 年 1 月 13 日	古都保存法	京都市、奈良市、鎌倉市
昭和 41 年 7 月 4 日	政令指定	天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村
平成 12 年 1 月 19 日	政令指定	逗子市
平成 15 年 10 月 10 日	政令指定	大津市
合計 10 都市（うち政令指定 7 都市）		

（参 考）歴史的風土審議会において古都指定の議論がなされた地域（都市）

大宰府跡（太宰府市）、宇治（宇治市）、長岡京（向日市、長岡京市）、難波宮跡（大阪市）、金沢文庫（横浜市）、吉野（吉野町）、平泉（平泉町）、大津宮跡（大津市）

※大津市は平成 15 年 10 月に古都指定済み